

# 検証前レポートの見方について

項番	事例
----	----

1 暫間固定装置修理

○国保における取扱い（令和2年9月8日HP掲載）  
原則として、「P」病名のみの場合においては、暫間固定装置修理の算定を認めない。

○取扱いの根拠  
暫間固定装置修理の算定にあたっては、対象となる診療内容についての要件が定められており、また、  
での当該処置の算定は適

**○国保における取扱い**  
審査における47都道府県国保連合会で共通の取決め内容

**○取扱いの根拠**  
上記取扱いの医学的な根拠

**○留意事項**  
上記取扱いにおける例外的な事例など留意が必要な内容  
一部の事例のみに設けられています

**○A県**  
「P」病名に対して暫間固定装置修理を算定している件数が40件あり、そのすべてが査定されています

**○B県**  
「P」病名に対して暫間固定装置修理を算定している件数が8件あり、職員が請求どおりとした件数が1件、審査委員が請求どおりとした件数が2件、査定された件数が5件あります  
全件数（8件）に占める査定率は約63%となります

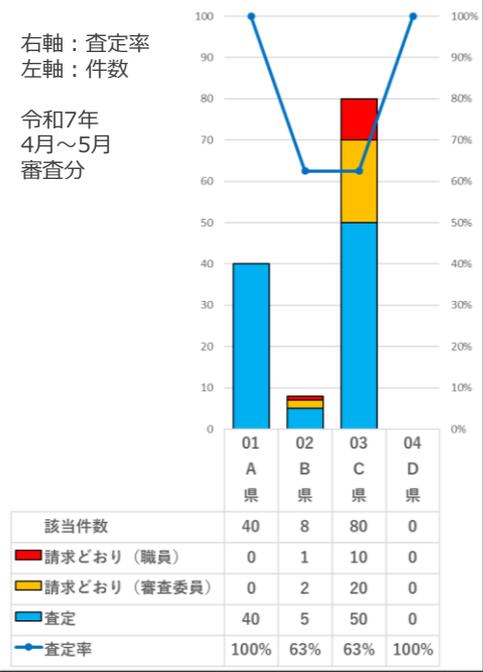
**○C県**  
「P」病名に対して暫間固定装置修理を算定している件数が80件あり、職員が請求どおりとした件数が10件、審査委員が請求どおりとした件数が20件、査定された件数が50件あります  
全件数（80件）に占める査定率は約63%となります

**○D県**  
「P」病名に対して暫間固定装置修理を算定している件数が0  
該当件数が0の場合、査定率は便宜上100%と表記しています

**○棒グラフについて**  
当該事例に対応するコンピュータチェックが貼付されたレセプトの総件数とその内訳を示します

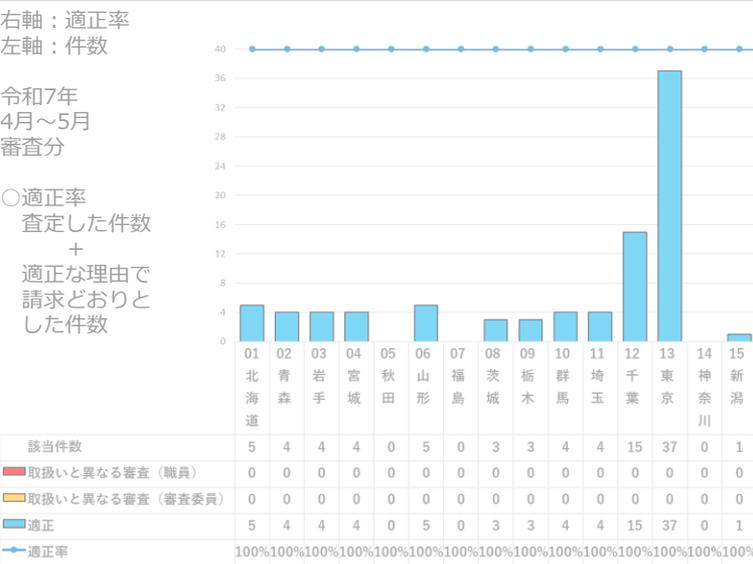
- ・ **該当件数**  
下記の3種類の内訳を合計したコンピュータチェック貼付レセプトの総件数
- ・ **赤：請求どおり（職員）**  
審査担当職員が対象事例を査定せず請求どおりとした件数
- ・ **橙：請求どおり（審査委員）**  
審査委員が対象事例を査定せず請求どおりとした件数
- ・ **水色：査定**  
審査担当職員または審査委員が対象事例を査定等適切に処理した件数

**○折れ線グラフ（査定率）について**  
コンピュータチェックが貼付されたレセプトの総件数のうち査定等適切な処理がされた件数の割合（棒グラフ全体に占める水色部分の割合）



※請求どおりとしたものの中には、不合理な差異の原因となる「取扱いと異なる審査」のほか、**然るべき適切な理由の下で請求どおりと処理されたものも含まれます**

# 検証後レポートの見方について



○棒グラフについて  
当該事例に対応するコンピュータチェックが貼付されたレセプトの総件数とその内訳を示します

- ・該当件数  
下記の3種類の内訳を合計したコンピュータチェック貼付レセプトの総件数
- ・赤：取扱いと異なる審査（職員）  
審査担当職員が認識誤りなどにより査定せず請求どおりとした件数
- ・橙：取扱いと異なる審査（審査委員）  
審査委員が認識誤りなどにより査定せず請求どおりとした件数
- ・水色：適正  
審査担当職員または審査委員が対象項目を査定等適切に処理した件数及び適切な理由により請求どおりとした件数

○折れ線グラフ（適正率）について  
コンピュータチェックが貼付されたレセプトの総件数のうち査定等適切な処理がされた件数及び適切な理由により請求どおりとした件数の割合（棒グラフ全体に占める水色部分の割合）を示します

※該当件数が0の場合、適正率は便宜上100%としています

			件数	割合	
コンピュータチェック貼付数			171		
査定	全国共通の取り決めどおり		141	82.5%	適正審査 98.8%
	未コード化病名で適応病名があったものなど		28	16.4%	
	適正と判断されたもの	職員の請求どおり	0		
請求どおり 30件	医学的判断による 協議を行ったもの	0件	0		取扱いと異なる審査 1.2%
		認識誤り等と判断されたもの	0件		
	職員の請求どおり	（認識誤り等）	1	0.6%	
	審査委員の請求どおり	（認識誤り等）	1	0.6%	

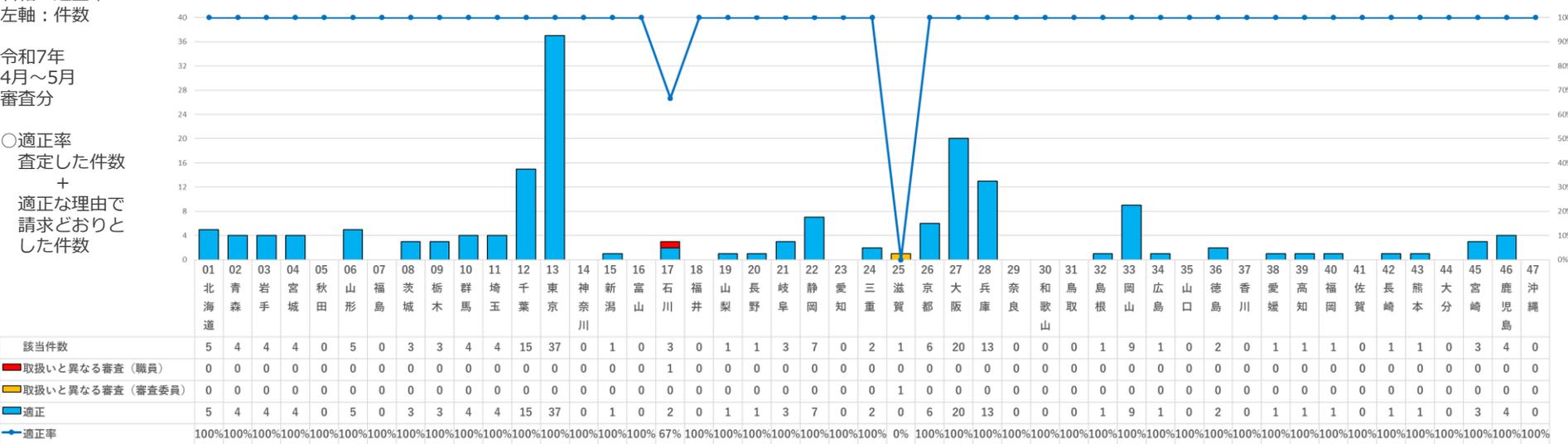


# 項番 1 検証後レポート

右軸：適正率  
左軸：件数

令和7年  
4月～5月  
審査分

○適正率  
■ 査定した件数  
+ 適正な理由で  
請求どおりと  
した件数

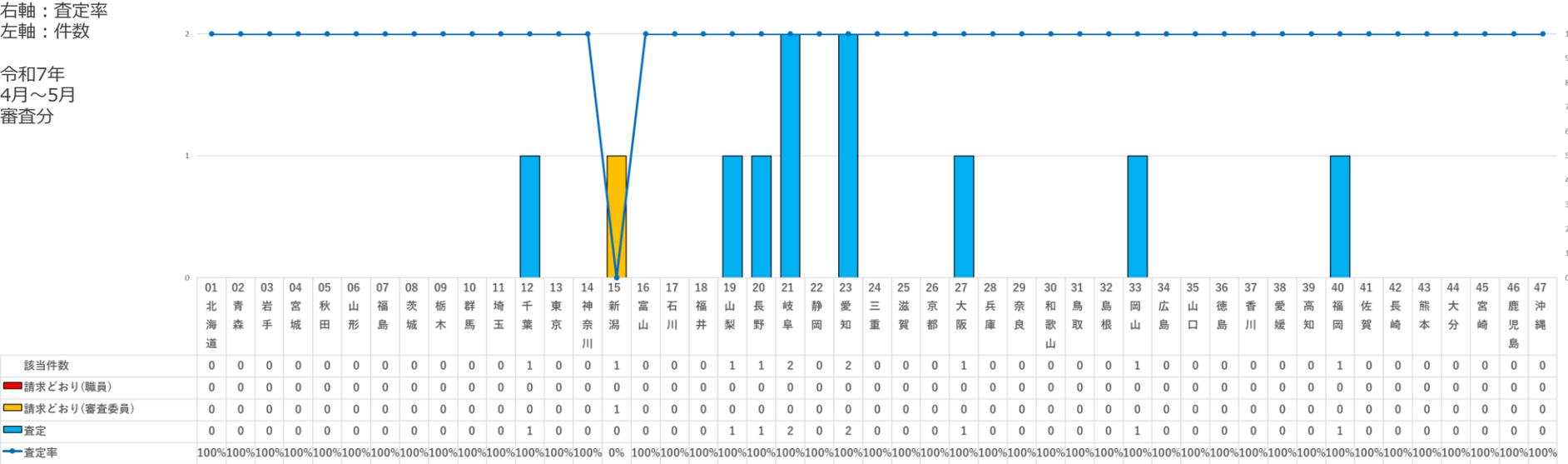


				件数	割合		
コンピュータチェック貼付数				171			
査定	全国共通の取り決めどおり			141	82.5%	適正審査 98.8%	
請求どおり 30件	未コード化病名で適応病名があったものなど			28	16.4%		
	医学的判断による 協議を行ったもの 0件	適正と判断されたもの 0件		職員請求どおり	0		
		認識誤り等と判断されたもの 0件		審査委員請求どおり	0		
	職員の請求どおり (認識誤り等)			0	0		
審査委員の請求どおり (認識誤り等)			0	0			
職員の請求どおり (認識誤り等)				1	0.6%	取扱いと 異なる審査 1.2%	
審査委員の請求どおり (認識誤り等)				1	0.6%		

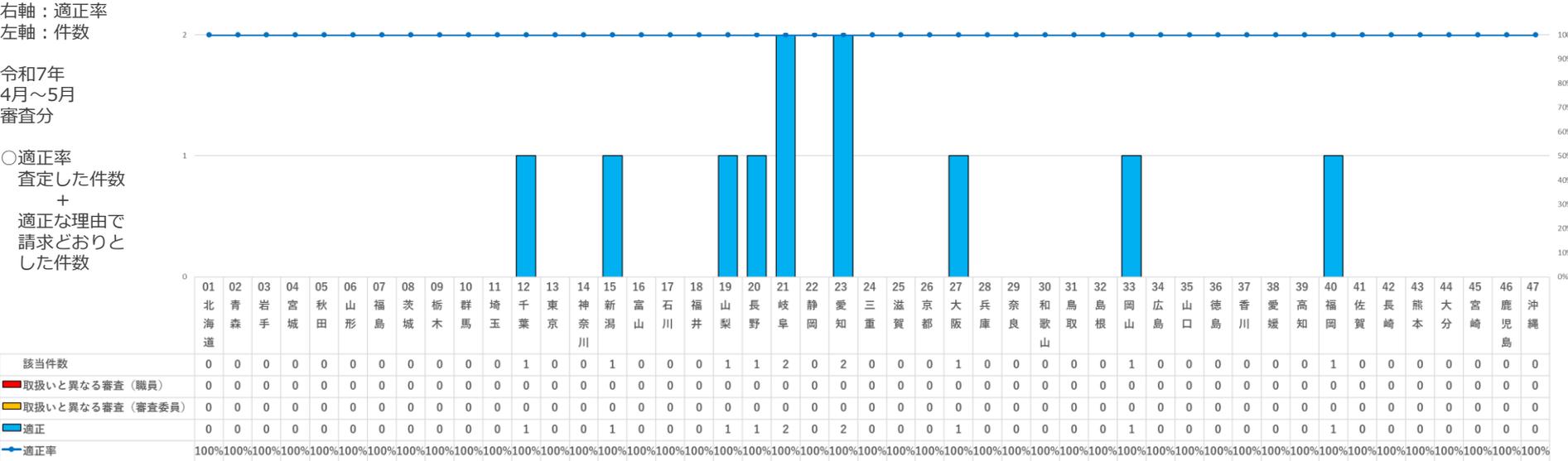
# 項番 2 検証前レポート

## 項番 2 支台築造印象 事例

- 国保における取扱い（令和3年2月26日HP掲載）  
原則として、根管充填前の支台築造印象の算定を認めない。
- 取扱いの根拠  
根管充填前に支台築造印象を実施した場合は、建築物の適合性が確保されないことから、適切でないと考えられる。



# 項番 2 検証後レポート



				件数	割合	
コンピュータチェック貼付数				11		
査定	全国共通の取り決めどおり			10	90.9%	適正審査 100%
請求どおり 1件	処置歯であり適応と判断されたもの			1	9.1%	
	医学的判断による 協議を行ったもの 0件	適正と判断されたもの 0件		職員の請求どおり	0	
				審査委員の請求どおり	0	
		認識誤り等と判断されたもの 0件		職員の請求どおり	0	
				審査委員の請求どおり	0	
	職員の請求どおり（認識誤り等）			0		
審査委員の請求どおり（認識誤り等）			0			

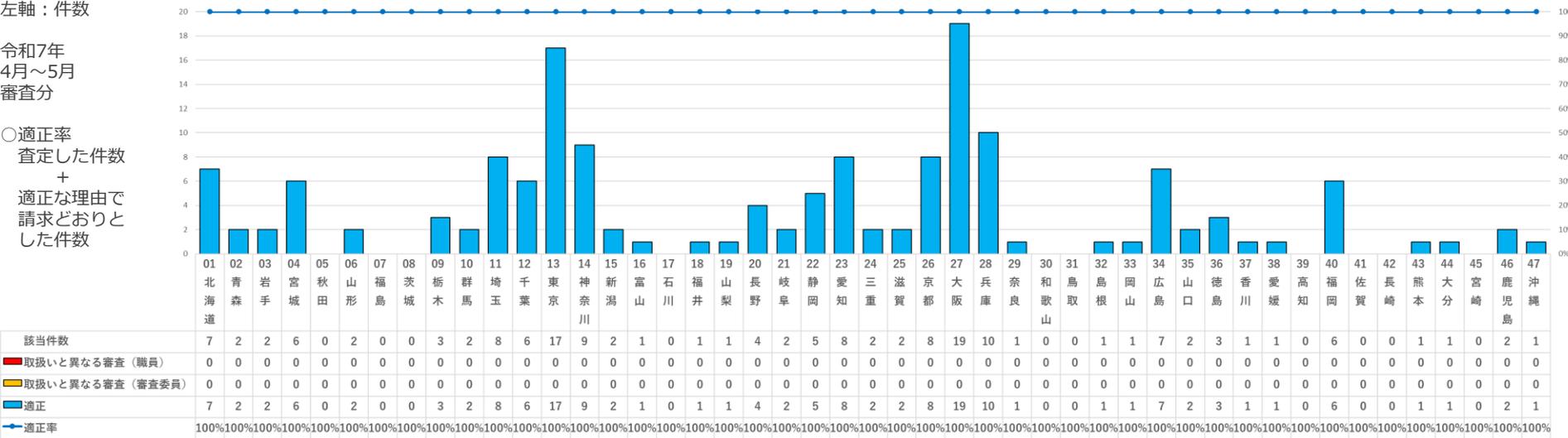


# 項番3 検証後レポート

右軸：適正率  
左軸：件数

令和7年  
4月～5月  
審査分

○適正率  
査定した件数  
+  
適正な理由で  
請求どおりと  
した件数



				件数	割合		
コンピュータチェック貼付数				157			
査定	全国共通の取り決めどおり			104	66.2%	適正審査 100%	
請求どおり 53件	撮影対象の部位や傷病が複数ありそれぞれに対して撮影したものなど			53	33.8%		
	医学的判断による 協議を行ったもの 0件	適正と判断されたもの 0件		職員の請求どおり	0		
				審査委員の請求どおり	0		
		認識誤り等と判断されたもの 0件		職員の請求どおり	0		
				審査委員の請求どおり	0		
	職員の請求どおり（認識誤り等）			0			
審査委員の請求どおり（認識誤り等）			0				